

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 462ページ）	改定した解説
<p>別表第八 1(1)の解説</p> <p>2. <u>イ項の</u>、「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で作動した場合をいう。</p>	<p>2. <u>イ項において</u>、</p> <p><u>(1)</u> 「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳しい条件に設定する。）の状態で作動した場合をいう。</p> <p><u>(2)</u> <u>機能上可撓性を必要とする器体の材料には、この項目を適用しない。</u></p>

（当該部解釈）

別表第八 1 共通の事項 (1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態^(解説 2)における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三 2 (1) ロ (ニ) a 又は b に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。